

令和 4 年 3 月 9 日  
地域振興部文化観光課

## 亀戸四丁目公有地の活用について

### 1 経緯

- ・平成 20 年 3 月 区が亀戸 4 丁目銀行跡地を購入
- ・平成 21 年 9 月 庁内に銀行跡地活用検討委員会発足
- ・平成 24 年 1 月 亀戸いきいき事業協同組合設立
- ・平成 24 年 8 月 区と亀戸いきいき事業協同組合で事業用定期借地権契約締結  
平成 24 年 9 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日（10 年間）
- ・平成 25 年 2 月 亀戸いきいき事業協同組合が亀戸梅屋敷を建設

（亀戸梅屋敷の概要）

建物の名称	亀戸梅屋敷
所在地	亀戸 4-18-8
敷地面積	1,464.18 m <sup>2</sup>
開業日	2013(H25)年 3 月 17 日
開業時間	10 時～18 時
休業日	毎週月曜日（令和 3 年 12 月より無休）
運営事業者	亀戸いきいき事業協同組合
施設概要	1 階平屋建て 2 棟 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福亀館（本館） 165.0 m<sup>2</sup> 観光案内所、亀戸地域名産品の販売</li> <li>・梅結（ばいゆう）館（交流館） 330.0 m<sup>2</sup> 貸施設、無料休憩所、江戸切子の展示</li> </ul>

### 2 検証・検討結果

令和 3 年 4 月から庁内に亀戸 4 丁目公有地活用検討委員会を発足し検証・検討を行った。

（1）主な地元の声（アンケートとヒアリング結果）

- ①地域の活性化や住民との交流の場としてのこれまでの役割は評価できる。
- ②地元のランドマーク的な観光拠点やスポットができた。
- ③伝統工芸である江戸切子の展示や寄席が定着し、魅力となっている。
- ④梅屋敷の運営や活動状況が分かりにくく、情報の共有化が不足している。

（2）運営・経営面での課題

- ①コロナ禍においても、来館者の増加につながる更なる関係機関との連携や施

設の魅力を発揮する取組

- ②事業運営面では、運営の透明性や地元との連携強化
- ③借入金の負担軽減と事業の収益性の改善
- ④区との情報共有の強化

### 3 活用方針

亀戸地域全体の観光・商店街活性化という当該用地活用の目的達成には更なる取組みが必要であることから、本年9月以後の亀戸四丁目公有地については、一定の条件を付したうえで観光・商店街振興の拠点として引続き活用していくこととする。

(方針概要)

(1) 場所

亀戸梅屋敷

(2) 契約の相手方

亀戸いきいき事業協同組合

(3) 契約類型及び期間

10年間の事業用定期借地（令和4年9月1日～令和14年8月31日）

(4) 賃料

直近の地価を基礎にした賃料算定を行い決定する。

(5) 観光案内業務

現在亀戸梅屋敷が行っている観光案内業務については、江東区観光協会の行う業務との役割分担等を踏まえ精査する。

(6) 以下の条件を付する。

- ① 区や地元関係団体が加わった定期的な協議の場を設け、事業の内容や運営について必要な連携を図ること。
- ② 事業収益の向上及び借入金の返済など経営改善に取り組み、運営、経営状況等について区に対し定期的な報告及び協議を行うこと。
- ③ 観光・商業振興及び地域コミュニティ活性化に資する区関連事業や緊急時に区が必要と認める事業への協力を行うこと。